

持の見地から配慮すべき事項について意見を有する者は、知事に意見書を提出することができる。

- (2) 意見書は、縦覧期間満了の日までに、意見の要旨及びその理由並びに住所及び氏名を記載して沖縄県商工労働部中小企業支援課に提出すること。

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第 5 条第 1 項の規定により、次のとおり新設の届出があった。

なお、関係書類は、令和 7 年 5 月 16 日から同年 9 月 16 日までの間、沖縄県商工労働部中小企業支援課及び西原町建設部産業観光課において縦覧に供する。

令和 7 年 5 月 16 日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

1 届出年月日 令和 7 年 4 月 11 日

2 届出の概要

- (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地 メイクマンニューマン店 西原町字小那覇1565番地
- (2) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名 株式会社メイクマン 浦添市字城間2008番地 代表取締役 宮城順一
- (3) 当該大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名 株式会社メイクマン 浦添市字城間2008番地 代表取締役 宮城順一
- (4) 大規模小売店舗の新設をする日 令和 7 年 12 月 10 日
- (5) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計 7,863 平方メートル
- (6) 駐車場の位置及び収容台数 位置 次の図のとおり、収容台数 532 台
- (7) 駐輪場の位置及び収容台数 位置 次の図のとおり、収容台数 15 台
- (8) 荷さばき施設の位置及び面積 位置 次の図のとおり、面積 240 平方メートル
- (9) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量 位置 次の図のとおり、容量 57 立方メートル
- (10) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻 開店時刻 午前 7 時、閉店時刻 午後 8 時
- (11) 来客が駐車場を利用することができる時間帯 午前 7 時から午後 9 時まで
- (12) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置 出入口の数 入口 3 か所、出口 3 か所、出入口の位置 次の図のとおり
- (13) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯 午前 8 時から午後 6 時まで
（「次の図」は、省略し、沖縄県商工労働部中小企業支援課及び西原町建設部産業観光課において縦覧に供する。）

3 意見書の提出方法及び提出期限

- (1) 大規模小売店舗立地法第 8 条第 2 項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地から配慮すべき事項について意見を有する者は、知事に意見書を提出することができる。
- (2) 意見書は、縦覧期間満了の日までに、意見の要旨及びその理由並びに住所及び氏名を記載して沖縄県商工労働部中小企業支援課に提出すること。

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定した。

令和 7 年 5 月 16 日

沖縄県下水道事務所長 宮 里 政 規

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量 次亜塩素酸ナトリウム 918,700 リットル（予定）
- 2 契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地 沖縄県下水道事務所 宜野湾市伊佐三丁目12番 1 号
- 3 落札者を決定した日 令和 7 年 4 月 1 日
- 4 落札者の名称及び所在地 昭和化学工業株式会社 代表取締役 屋嘉比康則 うるま市字昆布1455番地
- 5 落札金額 64円90銭（単価契約）
- 6 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日 令和 7 年 2 月 14 日

様式第1（第3条関係）

※受理年月日	年 月 日
※受理番号	
※備考	

大規模小売店舗届出書

令和 7 年 4 月 11 日

沖縄県知事殿

名 称 株式会社メイクマン
代表者名 代表取締役 宮城 順一
住 所 沖縄県浦添市字城間2008番地

大規模小売店舗立地法第5条第1項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名 称：メイクマンニューマン店
所在地：沖縄県西原町字小那覇 1565 番地



2 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

氏名又は名称及び代表者の氏名	住所（法人の場合は所在地）
株式会社メイクマン 代表取締役 宮城 順一	沖縄県浦添市字城間 2008 番地

3 大規模小売店舗の新設をする日
令和 7 年 12 月 10 日

4 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
7,862.95 m²

5 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(1) 駐車場の位置及び収容台数

符号	駐車場の種類	収容台数	1 台当たりの区画の面積 (㎡)	位 置
		(うち、軽自動車専用区画)	(うち、軽自動車専用区画)	
1	建物外平面駐車場 (自走式)	347 台	5m×2.6m=13.0 ㎡	店舗北側 (添付資料③参照)
		(37 台)	4m×2.3m= 9.2 ㎡	
2	建物内平面駐車場 (自走式)	79 台	5m×2.5m=12.5 ㎡	店舗西側 (添付資料③参照)
		(19 台)	4m×2.3m= 9.2 ㎡	
3	地下平面駐車場 (自走式)	106 台	5m×2.5m=12.5 ㎡	店舗地下 1F (添付資料③参照)
		(1 台)	4m×2.3m= 9.2 ㎡	
合 計		532 台		
		(57 台)		

(2) 駐輪場の位置及び収容台数

符号	収容台数	備 考 (原動機付自転車が駐輪した場合の収容台数)	位 置
1	8 台	8 台	店舗北側 (添付資料③参照)
2	7 台	7 台	地下1F 北側 (添付資料③参照)
合計	15 台	15 台	

(3) 荷さばき施設の位置及び面積

符号	面 積	(うち、搬出入車両駐車スペース面積)	(搬出入車両の駐車可能台数)	位 置
1	240 m ²	100 m ²	2 台	店舗西側 (添付資料⑦参照)
合計	240 m ²	100 m ²	2 台	

(4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

符号	容 量	位 置
1	17.9 m ³ (17.9 m ² ×1.5m) 39.3 m ³ (26.2 m ² ×1.5m)	店舗内西側 (添付資料⑦参照)
合計	57.2 m ³	

6 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

符号	小売業を行う者の氏名または名称	開店時刻及び閉店時刻
1	株式会社メイクマン 代表取締役 宮城 順一	7:00～20:00
2	株式会社名護鉄工所 代表取締役 仲村 朝男	7:00～20:00
3	有限会社諸見里ポートリー 取締役 諸見里 治	7:00～20:00

(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

7:00～21:00

(3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

符号	駐車場 No.	出入口の数		位 置
		入口	出口	
1	出入口1-建物外平面駐車場 (自走式)	1	1	(添付資料③参照)
2	出入口2-建物外平面駐車場 (自走式)	1	1	(添付資料③参照)
3	出入口3-建物外平面駐車場 (自走式)	1	1	(添付資料③参照)
	合 計	3	3	

(4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

8:00～18:00

<大規模小売店舗施設の概要>

- (1) 建築構造 : A 棟 : 地下 1 階 (鉄筋コンクリート造) ・ 地上 2 階 (鉄骨造)
B 棟 : 地上 2 階 (鉄骨造)

- (2) 各面積 :

建物名	小売面積	延床面積	敷地面積
A 棟	6,861.65 m ²	7,887.49 m ²	
B 棟	1,001.30 m ²	3,443.50 m ²	
計	7,862.95 m ²	11,330.99 m ²	29,066.92 m ²

添付書類一覧No. (大規模小売店舗立地法第6条第2項に規定する添付書類)

- 1 法人にあってはその登記事項証明書、個人にあってはその住民票の写し【添付資料①】
- 2 主として販売する物品の種類【規則第4条第1項第2号】
- 3 建物の位置及びその建物内の小売業を行うための店舗の用に供される部分の配置を示す図面【規則第4条第1項第3号】
 - (1) 建物の位置を示す図面
 - ア 建物の位置図【添付資料②】
 - イ 建物の配置図【添付資料③】
 - ウ 敷地内及び周辺の用途地域指定図【添付資料④】
 - (2) 小売業を行うための店舗の配置を示す図面【添付資料⑤】
- 4 必要な駐車場の収容台数を算出するための来客の自動車の台数等の予測の結果及びその算出根拠【規則第4条第1項第4号】
- 5 駐車場の自動車の出入口の形式又は来客の自動車の方向別台数の予測の結果等駐車場の自動車の出入口の数及び位置を設定するために必要な事項【規則第4条第1項第5号】
- 6 来客の自動車を駐車場に案内する経路及び方法【規則第4条第1項第6号】
- 7 荷さばき施設において商品の搬出入を行うための自動車の台数及び荷さばきを行う時間帯【規則第4条第1項第7号】
- 8 遮音壁を設置する場合にあっては、その位置及び高さを示す図面【規則第4条第1項第8号】
- 9 冷却塔、冷暖房設備の室外機又は送風機を設置する場合にあっては、それらの稼働時間帯及び位置を示す図面【規則第4条第1項第9号】
- 10 平均的な状況を呈する日における等価騒音レベルの予測の結果及びその算出根拠【規則第4条第1項第10号】
- 11 必要な廃棄物等の保管施設の容量を算出するための廃棄物等の排出量等の予測の結果及びその算出根拠【規則第4条第1項第12号】
- 12 その他指針で規定する配慮すべき事項について

添 付 書 類

- 1 法人にあってはその登記事項証明書、個人にあってはその住民票の写し
添付資料①参照

2 主として販売する物品の種類

図面 No.	小売業者の氏名又は名称 及び代表者の氏名	小売業者の 所在地	主として販売す る物品の種類	開店 時刻	閉店 時刻
A 棟	株式会社メイクマン 代表取締役 宮城 順一	沖縄県浦添市城 間 2008 番地	ホームセンター (DIY 用品・園芸 グリーン・エクステリア・カ ー・スポーツ用品・ペ ット住関連用品)	7:00	20:00
B 棟	株式会社名護鉄工所 代表取締役社長 仲村朝男	沖縄県西原町字 小那覇 1565 番地	アルミサッシ	7:00	20:00
	有限会社諸見里ポートリ ー 取締役 諸見里 治	沖縄県島尻郡八 重瀬字宜次 562 番地	たまご・野菜	7:00	20:00

- 3 建物の位置及びその建物内の小売業を行うための店舗の用に供される部分の配置を示
す図面

(1) 建物の位置を示す図面

ア 建物の位置図 添付資料②-1 周辺見取図

添付資料②-2 周辺見取図 (広域)

添付資料②-3 周辺見取図 (航空写真)

添付資料②-4 周辺見取図 (航空写真) (広域)

イ 建物の配置図 添付資料③ 配置図

ウ 敷地内及び周辺の用途地域指定図

添付資料④-1 騒音に係る環境基準の類型指定図

添付資料④-2 騒音規制法に基づく規制地域指定図

添付資料④-3 都市計画図

(2) 小売業を行うための店舗の配置を示す図面 添付資料③ 配置図

4 必要な駐車場の収容台数を算出するための来客の自動車の台数等の予測の結果及びその算出根拠

(1) 駐車場について

表 4-1 指針による必要駐車台数の算出

事項	数値	算出根拠等
S：店舗面積	7,86295千㎡	千㎡未満も小数点以下で表示
地区の区分	その他地区	用途地域：準工業地域
A：店舗面積当たり 日来店客数原単位	950	40万人未満、店舗面積 ≥ 5千㎡
B：ピーク率	14.4%	指針の数値
L：駅・バスターミナル等からの距離	-	-
C：自動車分担率	80%	人口10万人未満
D：平均乗車人員※	2人/台	1万㎡以下のため2人/台
E：平均駐車時間係数※	1.22	1万㎡以下のため $(30 + 5.5 \times 7.863) \div 60 =$ $(30 + 5.5 \times 7.86295) \div 60 = 73.246225 \div 60 = 1.221$
F：日来店客自動車台数	2988台	$A \times S \times C \div D$
G：ピーク1時間来店客自動車台数	431台	$A \times S \times B \times C \div D$
必要駐車場台数	526台	$G \times E$
S' ①：併設施設の面積	0千㎡	
S' ②：併設施設の面積	千㎡	
S' ③：併設施設の面積	0千㎡	
併設施設の割合	0%	
指針値との比率式	1.00	
併設施設に係る必要駐車台数	0台	

○小売店舗へのピーク1時間当たりの自動車来台数（431台）

$$A \times S \times B \times C \div D = 950 \times 7.86295 \times 14.4\% \times 80\% \div 2 \\ = 430.26 \dots \text{台} \rightarrow 431 \text{台（端数切り上げ）}$$

○必要駐車場台数（526台）

$$431 \times E (1.22) = 525.82 \text{台（端数が出た場合小数点以下切り上げ）}$$

○併設施設の割合（0%）

$$S' \div S = 0 \div 7.86295 = 0\%$$

○指針値との比率式（1）

併設施設の割合	指針値との比率式（X：併設施設の割合%）
～20%	考慮しない
20～50%	$0.010X + 0.80$
50～80%	$0.008X + 0.90$
80%～	$0.002X + 1.38$

併設施設の割合 ～20%
考慮しない

○必要駐車台数の合計（526台）

$$526 \text{台} \times 1 \\ = 526 \text{台} \rightarrow 526 \text{台（端数切り上げ）}$$

当該大規模小売店舗駐車場設置台数 532台 ≥ 必要駐車台数 526台

算出根拠：大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項に関する指針

（平成19年2月1日経済産業省告示16号）

※交通対策に関するケーススタディ（平成12年12月通商産業省）

(2) 駐輪場について

計画店舗の駐輪設置台数は15台設置する。店舗面積当りでみると、1.9台/千㎡となっている。近隣の既存店舗と比較するとメイクマン具志川店の店舗面積当たりの設置台数は2.1台/千㎡（店舗面積7,138㎡、設置駐輪台数15台）、メイクマン豊見城店は1.3台/千㎡（店舗面積8,956㎡、設置駐輪台数12台）である。また、他近隣の既存店舗の駐輪状況を確認したところ、駐輪台数はほとんど見られなかったため、台数は問題ないと考えられる。

表 4-2 必要駐車台数

店舗	場所	業種	小売店舗 面積 (千㎡)	設置台数 (台)	店舗面積当たり 設置台数 (台/千㎡)
計画店舗	西原町	DIY、園 芸	7.862	15台	1.9
メイクマン 具志川店	うるま市	DIY、園 芸	7.138	15台	2.1
メイクマン 豊見城店	豊見城市	DIY、園 芸	8.956	12台	1.3

5 駐車場の自動車の出入口の形式又は来客の自動車の方向別台数の予測の結果等駐車場の自動車の出入口の数及び位置を設定するために必要な事項

①周辺見取図

添付資料②、③、⑥参照

②各案内経路別来台数割合の予測結果及び算出根拠

開店後の将来交通量及び交差点需要率の予測方法は、実測した現況交通量に開店後の各交差点での交通量について設定される増分を加算し、そのピーク時における道路交通状況について交差点需要率を算出した。

交差点需要率については、最大負荷を考慮した来退店経路にて算出した。

③交通量調査結果

(1) 交差点の現況交通量調査結果

交差点の現況交通量は、図 5-1 交通量調査地点位置図に示した計画店舗周辺主要 2 交差点にて、現地測定した。測定は平日、休日の 2 日実施した。

表 5-1 (1) ～ (4) に現況交通量調査結果を示した。

表 5-1 (1) 各交差点の現況交通量 (総計)

調査地点	平日		休日	
	総交通量	ピーク時	総交通量	ピーク時
St-1 交差点	25,575	2,549	20,938	1,973
St-2 交差点	37,642	3,510	30,517	2,806

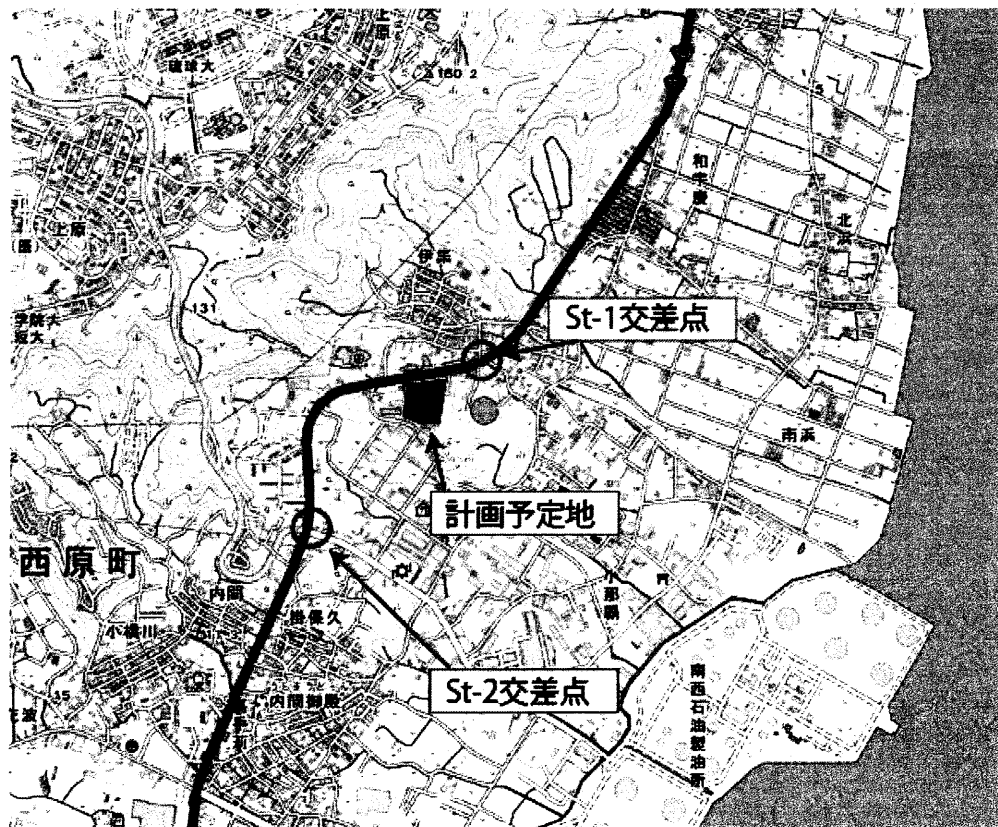


図 5-1 交通量調査地点位置図

ア St-1 交差点

St-1 交差点での交通量は 7:00～21:00 の調査時間帯で、平日 25,575 台、休日 20,938 台であった。

1 時間あたりの交通量のピーク時間帯は、平日が 17:00～18:00 (2,549 台)、休日が 15:00～16:00 (1,973 台) であった。

調査時間全体での

1 時間あたりの交通量は、平日が 938～2,549 台、休日が 883～1,973 台であった。

表 5-1 (2) 現況交通量調査結果 (St-1 平日/休日)

時間帯	交通量 (台)	
	St-1 交差点	
	平日 (2/20)	休日 (2/23)
天気	曇り	雨
7:00～8:00	2,428	884
8:00～9:00	1,905	1,073
9:00～10:00	1,774	1,359
10:00～11:00	1,677	1,535
11:00～12:00	1,733	1,813
12:00～13:00	1,553	1,754
13:00～14:00	1,637	1,811
14:00～15:00	1,806	1,886
15:00～16:00	1,955	1,973
16:00～17:00	1,832	1,659
17:00～18:00	2,549	1,950
18:00～19:00	2,376	1,419
19:00～20:00	1,412	939
20:00～21:00	938	883
合計	25,575	20,938

イ St-2 交差点

St-2 交差点での交通量は 7:00～21:00 の調査時間帯で、平日 37,642 台、休日 30,517 台であった。

1 時間あたりの交通量のピーク時間帯は、平日が 18:00～19:00 (3,510 台)、休日が 13:00～14:00 (2,806 台) であった。

調査時間全体での 1 時間あたりの交通量は、平日が 1,271～3,510 台、休日が 1,190～2,806 台であった。

表 5-1 (3) 現況交通量調査結果 (St-2 平日/休日)

時間帯	交通量 (台)	
	St-2 交差点	
	平日 (2/20)	休日 (2/23)
天気	曇り	雨
7:00～8:00	3,131	1,208
8:00～9:00	2,891	1,624
9:00～10:00	2,541	1,960
10:00～11:00	2,768	2,167
11:00～12:00	2,780	2,593
12:00～13:00	2,401	2,623
13:00～14:00	2,580	2,806
14:00～15:00	2,774	2,384
15:00～16:00	2,839	2,735
16:00～17:00	3,108	2,764
17:00～18:00	3,132	2,654
18:00～19:00	3,510	2,251
19:00～20:00	1,916	1,558
20:00～21:00	1,271	1,190
合計	37,642	30,517

④案内経路別ピーク時自動車来台数の設定

案内経路別来台数構成比の予測は、半径 3km 圏内における主要道路でブロックに区切り（図 5-2 参照）、ブロック内の世帯数の構成比を予測値として算出した。

算出した案内経路別世帯数構成比にピーク 1 時間あたりの自動車台数を乗じ、ブロック毎の自動車来台数を算出した（表 5-2 参照）。

ピーク時の 1 時間あたりの自動車台数は小売店舗へのピーク 1 時間あたりの自動車来台数をもとに算出した（表 5-3 参照）。また、本件は建て替えのための申請で、交通量調査時には当該店舗は営業中であり、交通量調査の結果に既存店舗への来退店車両数が含まれているため、将来店舗の小売面積より導き出されるピーク 1 時間あたりの自動車来台数から既存店舗の小売面積より導き出されるピーク 1 時間あたりの自動車来台数を差し引いて計算を実施した。

図 5-2 案内経路別ブロック図

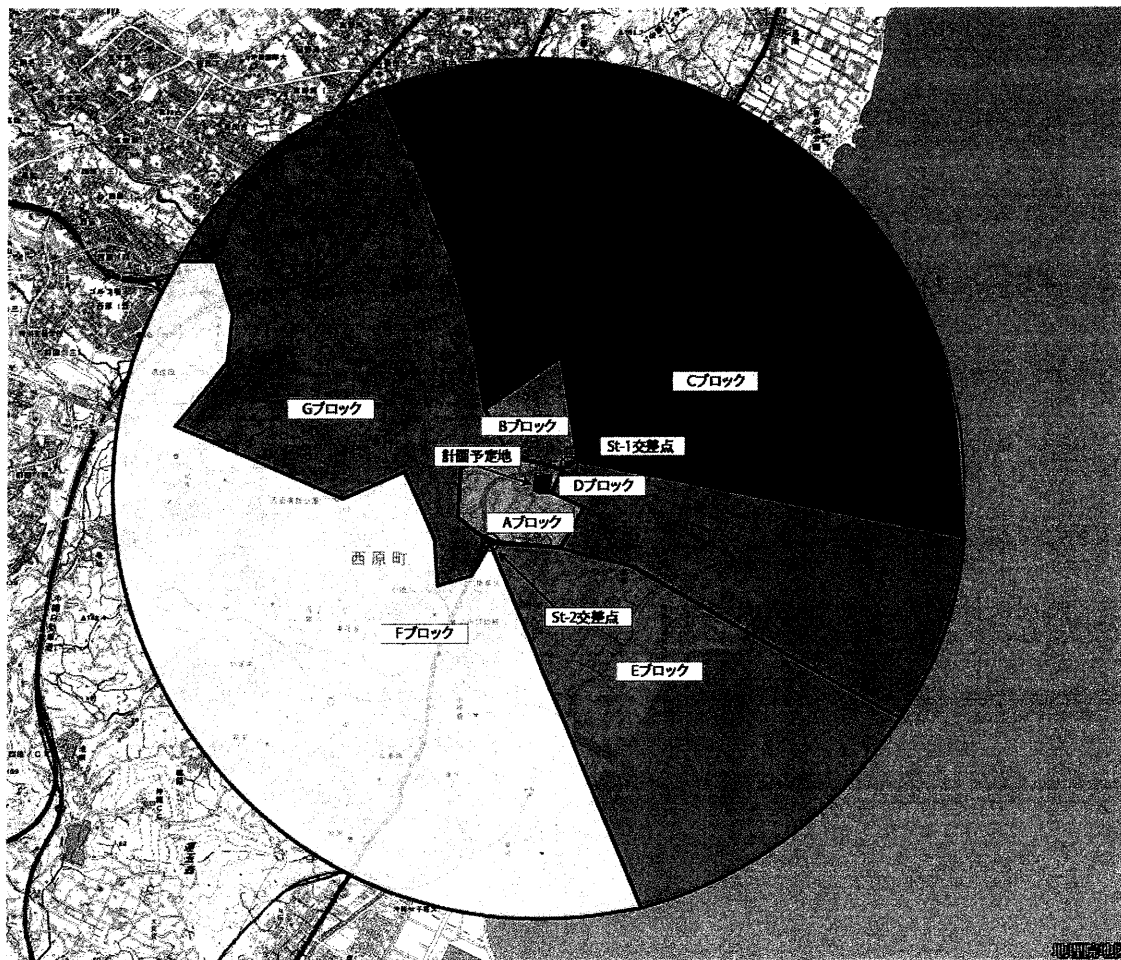


表 5-2 案内経路別ピーク時自動車台数の設定

ブロック	ブロック別 世帯数	構成比	平日・休日 (自動車数)
A	690	1.2%	2
B	654	1.2%	2
C	22,658	40.7%	74
D	1,318	2.4%	4
E	1,690	3.0%	5
F	17,522	31.5%	56
G	11,105	20.0%	36
合計	55,637	100%	179

世帯数出典：市町村の人口・世帯数（沖縄県、令和 6 年 12 月 31 日現在）

表 5-3 (1) 新規店舗ピーク 1 時間あたりの自動車台数

事項	数値	算出根拠等
S：店舗面積	7.863 千㎡	千㎡未満も小数点以下で表示
地区の区分	その他地区	用途地域：準工業地域
A：店舗面積当たり 日來店客数原単位	950	40 万人未満、店舗面積 ≥ 5 千㎡
B：ピーク率	14.4%	指針の数値
L：駅・バスターミナル等からの距離	—	—
C：自動車分担率	80%	人口 10 万人未満
D：平均乗車人員※	2 人／台	1 万㎡未満のため $1.5 + 0.05 \times 7.86 = 1.5 + 0.39 = 1.89$ 人／台
E：平均駐車時間係数※	1.22	1 万㎡未満のため $(65 + 2 \times S) / 60 =$ $(30 + 5.5 \times 7.86295) \div 60 = 73.246225 \div 60 = 1.221$
F：日來客自動車台数	2988 台	$A \times S \times C \div D$
G：ピーク 1 時間來客自動車台数	431 台	$A \times S \times B \times C \div D$

表 5-3 (2) 既存店舗ピーク 1 時間あたりの自動車台数

事項	数値	算出根拠等
S : 店舗面積	4.5319 千㎡	千㎡未満も小数点以下で表示
地区の区分	その他地区	用途地域 : 準工業地域
A : 店舗面積当たり 日來店客数原単位	964	40 万人未満、店舗面積 < 5 千㎡
B : ピーク率	14.4%	指針の数値
L : 駅・バスターミナル等からの距離	-	-
C : 自動車分担率	80%	人口 10 万人未満
D : 平均乗車人員※	2 人/台	1 万㎡未満のため $1.5 + 0.05 \times 4.53 = 1.5 + 0.23 = 1.73$ 人/台
E : 平均駐車時間係数※	0.92	1 万㎡未満のため $(65 + 2 \times S) / 60 =$ $(30 + 5.5 \times 4.5319) \div 60 = 54.92545 \div 60 = 0.915$
F : 日來客自動車台数	1748 台	$A \times S \times C \div D$
G : ピーク 1 時間來客自動車台数	252 台	$A \times S \times B \times C \div D$

表 5-3 (3) 店舗ピーク 1 時間あたりの自動車台数

事項	数値	算出根拠等
ピーク 1 時間來客自動車台数	179 台	新規店舗ピーク台数-既存店舗ピーク台数

(2) ブロック別ルート利用設定

開店後に利用すると思われるアクセス経路をブロック別に設定した（別紙-添付資料⑥参照）。

ア 来店経路（添付資料⑥-1、2 参照）

Aブロック（西原町内間を中心とした地区）

Aブロックは、西原町内間地区方面から St-1、St-2 交差点を通らずに、出入口 1、2 に左折又は右折で入庫となるように設定した。

Bブロック（中城村伊集を中心とした地区）

Bブロックは、中城村伊集地区方面から St-1 交差点を右折し、出入口 1、2 に左折入庫となるように設定した。

Cブロック（中城村和宇慶・南上原を中心とした地区）

Cブロックは、中城村和宇慶、南上原地区方面から St-1 交差点を直進し、出入口 1、2 に左折入庫となるように設定した。

Dブロック（西原町小那覇北側、中城村南浜を中心とした地区）

Dブロックは、中城村南浜地区方向から St-1 交差点を左折し、出入口 1、2 に左折入庫となるように設定した。

Eブロック（西原町小那覇南側を中心とした地区）

Eブロックは、西原町小那覇地区方向から St-2 交差点を右折し、出入口 1、2 に右折入庫となるように設定した。

Fブロック（西原町嘉手刈・与那城を中心とした地区）

Fブロックは、西原町嘉手刈地区方向から St-2 交差点を直進し、出入口 1、2 に右折入庫となるように設定した。

Gブロック（宜野湾市を中心とした地区）

Gブロックは、宜野湾市方向から St-2 交差点を左折後、出入口 1、2 に右折入庫となるように設定した。

イ 帰路経路〈添付資料⑥-3、4 参照〉

Aブロック（西原町内間を中心とした地区）

Aブロックは、出入口1、2を左折、または出入口2を右折し、St-1 交差点、St-2 交差点を通過せずに、西原町内間方面へ帰路となるよう設定した。

Bブロック（中城村伊集を中心とした地区）

Bブロックは、出入口2を右折し、St-1 交差点を左折し、中城村伊集方面へ帰路となるよう設定した。

Cブロック（中城村和宇慶・南上原を中心とした地区）

Cブロックは、出入口2を右折し、St-1 交差点を直進し、中城村和宇慶、南上原方面へ帰路となるよう設定した。

Dブロック（西原町小那覇北側、中城村南浜を中心とした地区）

Dブロックは、出入口2を右折し、St-1 交差点を右折し、西原町小那覇北側、中城村南浜方向へ帰路となるよう設定した。

Eブロック（西原町小那覇南側を中心とした地区）

Eブロックは、出入口1 および出入口2 を左折し St-2 交差点を左折し、西原町小那覇方面へ帰路となるよう設定した。

Fブロック（西原町嘉手刈・与那城を中心とした地区）

Fブロックは、出入口1 および出入口2 を左折し、St-2 交差点を直進し、西原町嘉手刈・与那城方面へ帰路となるよう設定した。

Gブロック（宜野湾市を中心とした地区）

Gブロックは、出入口1 および出入口2 を左折し、St-2 交差点を右折して宜野湾市方面へ帰路となるよう設定した。

(3) 交差点交通量の予測結果

現況交通量解析結果をもとに、計画店舗が開店した時の各交差点での交通量を算出し、そのピーク時における周辺交差点の交差点需要率を算出した。交差点需要率は最大負荷を考慮した来退店経路にて算出した。

また、St-1 交差点の予測に際して、329 号線側の来退店方向に関する車線構造について第一車線が直進及び左折、第二車線が直進及び右折の条件で予測を行うと対向直進交通量が許容台数を超過し右折車の飽和交通容量が算出できなくなる。そのため、安全側を考慮して第二車線が右折車両により常に右折のみとなる状況を想定して予測を実施した。

表 5-4 (1) ～ (2) に各交差点の予測結果を示した。また、添付資料⑤に各交差点における現状及び将来の交差点の需要率の算出方法、交差点概略図、交通量図、現示方式を示した。

ア St-1 交差点

平日の現状交通量 2,549 台に対し、開店後の合計交通量は 2,709 台、現状の交差点需要率 0.757 に対し、開店後は 0.787 である。休日は現状交通量 1,973 台に対し、開店後の合計交通量 2,133 台、現状の交差点需要率 0.544 に対し、開店後は 0.584 である。

表 5-4 (1) St-1 交差点

項目		平日	休日
現状交通量 (台/時)		2,549	1,973
開店後の増加交通量 (台/時)		80	80
合計 (台/時)		2,629	2,053
需要率	現状	0.747	0.544
	開店後	0.787	0.584

イ St-2 交差点

St-2 交差点は、平日の現状交通量 3,510 台に対し、開店後の合計交通量は 3,704 台、現状の交差点需要率 0.731 に対し、開店後は 0.791 ある。休日は現状交通量 2,806 台に対し、開店後の合計交通量 3,000 台、現状の交差点需要率 0.685 に対し、開店後は 0.743 である。

表 5-4 (2) St-2 交差点

項目		平日	休日
現状交通量 (台/時)		3,510	2,806
開店後の増加交通量 (台/時)		97	97
合計 (台/時)		3,607	2,903
需要率	現状	0.731	0.685
	開店後	0.791	0.743

(4) 交差点需要率の予測結果における検討

各交差点の需要率の現状は、平日は 0.731~0.747、休日は 0.544~0.685 である。開店後は平日 0.787~0.791、休日 0.584~0.743 と予測された。今回の調査結果では最大で 0.791 と算出されたため、いずれの交差点においても交通処理能力を上回ることとはないと考えられる。

表 5-5 評価項目と評価基準

評価項目	評価基準
交差点需要率	・施設立地により、重要物流道路上の主要渋滞箇所の需要率が著しく悪化しない。 ・施設立地により、重要物流道路上に新たに交差点需要率が上限値 (0.9 を目安) 以上となる箇所が発生しない。

出典：重要物流道路における 交通アセスメント実施のための 技術運用マニュアル

なお、当該店舗に起因した渋滞による苦情等が発生した場合には、交通整理員の配置等、迅速な渋滞緩和の対策を講じる。

⑤出入口の形式

周辺道路の状況、小売店舗及び併設施設の規模から、交通渋滞を避けるために小売店舗の出入口 2 か所で検討した。

6 来客の自動車を駐車場に案内する経路及び方法

添付資料⑥参照

7 荷さばき施設において商品の搬出入を行うための自動車の台数及び荷さばきを行う時間帯

時間帯	車両の大きさ	【荷さばき施設 No.1】		平均的な 処理時間 (分)
		車両台数		
6 時～21 時	4t 未満	6 台	10 台	10
	4t 以上 10t 未満	4 台		15
21 時～22 時※	4t 未満	0 台	0 台	0
	4t 以上 10t 未満	0 台		0
22 時～6 時	4t 未満	0 台	0 台	0
	4t 以上 10t 未満	0 台		0

※環境基準では昼間、騒音規制法の規制基準では夜間にあたる時間帯

表 7-1 廃棄物運搬車両の台数

時間帯	廃棄物車両台数（台）
6時～21時	1日1台
21時～22時※	0台
22時～6時	0台

※環境基準では昼間、騒音規制法の規制基準では夜間にあたる時間帯

8 遮音壁を設置する場合にあっては、その位置及び高さを示す図面

遮音壁の設置なし。

9 冷却塔、冷暖房設備の室外機又は送風機を設置する場合にあっては、それらの稼動時間帯及び位置を示す図面

項 目	稼動時間帯	位 置
室外機 A-1～A-28 室外機 B-1～B-3	7時～20時	添付資料⑧ 参照

ア 施設配置図《騒音用》

添付資料⑧参照

イ 施設配置図《廃棄物等に関する施設用》

添付資料⑧参照

(1) 騒音データ表

予測に用いる各騒音源の諸元を表 9-1～4 に、騒音発生源の位置を添付資料⑧に示した。

表 9-1 定常騒音に関する諸元 (1)

No.	名称	騒音源座標			騒音レベル (dB)		階
		X	Y	Z			
1	室外機 A-1	-34.0	51.0	5.4	87	(注)	RF
2	室外機 A-2	-34.0	53.0	5.4	87	(注)	RF
3	室外機 A-3	-34.0	55.0	5.4	87	(注)	RF
4	室外機 A-4	-34.0	57.0	5.4	87	(注)	RF
5	室外機 A-5	-34.0	59.0	5.4	87	(注)	RF
6	室外機 A-6	-34.0	61.0	5.4	87	(注)	RF
7	室外機 A-7	-34.0	63.0	5.4	87	(注)	RF
8	室外機 A-8	-34.0	65.0	5.4	87	(注)	RF
9	室外機 A-9	-34.0	67.0	5.4	87	(注)	RF
10	室外機 A-10	-34.0	69.0	5.4	87	(注)	RF
11	室外機 A-11	-34.0	71.0	5.4	87	(注)	RF
12	室外機 A-12	-34.0	73.0	5.4	87	(注)	RF
13	室外機 A-13	-34.0	75.0	5.4	87	(注)	RF
14	室外機 A-14	-34.0	79.0	5.4	87	(注)	RF
15	室外機 A-15	-34.0	81.0	5.4	87	(注)	RF
16	室外機 A-16	-34.0	83.0	5.4	87	(注)	RF
17	室外機 A-17	-34.0	85.0	5.4	87	(注)	RF
18	室外機 A-18	-34.0	87.0	5.4	87	(注)	RF
19	室外機 A-19	-34.0	89.0	5.4	87	(注)	RF
20	室外機 A-20	-34.0	91.0	5.4	87	(注)	RF
21	室外機 A-21	-34.0	93.0	5.4	87	(注)	RF
22	室外機 A-22	-34.0	95.0	5.4	87	(注)	RF
23	室外機 A-23	-34.0	97.0	5.4	87	(注)	RF
24	室外機 A-24	-34.0	99.0	5.4	87	(注)	RF
25	室外機 A-25	-34.0	101.0	5.4	87	(注)	RF
26	室外機 A-26	-34.0	103.0	5.4	87	(注)	RF
27	室外機 A-27	-34.0	105.0	5.4	87	(注)	RF
28	室外機 A-28	-34.0	107.0	5.4	87	(注)	RF
29	室外機 B-1	106.0	146.0	0.5	87	(注)	1F
30	室外機 B-2	106.0	143.0	0.5	87	(注)	1F
31	室外機 B-3	12.5	131.0	0.5	87	(注)	1F

(注) : 騒音レベルは設備機器仕様書より (音響パワーレベル)

※座標の単位を 1m とし、原点は添付資料⑧配置図に記載する。

表 9-2 変動騒音及び衝撃騒音に関する諸元

騒音源		騒音レベル PWL (dB)	騒音発生時間
変動騒音	自動車走行(各ライン)	81.1 (注1)	7時～21時
	二輪自動車走行(各ライン)	84.9 (注2)	7時～21時
	荷捌き車両走行(各ライン)	86.7 (注3)	8時～18時
	廃棄物収集車両走行(各ライン)	86.7 (注3)	8時～18時
	荷捌き作業(後進警報ブザー)	90 (注4)	8時～18時
	廃棄物収集作業(後進警報ブザー)	90 (注4)	8時～18時
	廃棄物収集作業(圧縮)	90 (注5)	8時～18時
	廃棄物収集作業(非圧縮)	85 (注5)	8時～18時
	台車走行(各ライン)	71 (注6)	8時～18時
衝撃騒音	荷捌きドア開閉音	87.2 (注7)	8時～18時
	廃棄物収集ドア開閉音	87.2 (注7)	8時～18時
	荷捌きリフト昇降音	86.1 (注8)	8時～18時
	荷捌き作業(リフトと床面等の衝撃音)	85.6 (注9)	8時～18時

注1: 乗用車の時速 15km/h 時のパワーレベル「騒音予測の手引き P11～12」及び「ASJ-MODEL2018 日本音響学会誌 75 巻 4 号 (以下「ASJ-MODEL2018」という。) P195～198」(音響パワーレベル)。

注2: 二輪車の時速 15km/h 時のパワーレベル「騒音予測の手引き P11～12」及び「ASJ-MODEL2018 P195～198」(音響パワーレベル)。

注3: 中型車の時速 15km/h 時のパワーレベル「ASJ-MODEL2018 P195～198」(音響パワーレベル)。

注4: 基準距離 (1m) における騒音レベル「騒音予測の手引き P25」。

注5: 基準距離 (1m) における騒音レベル「騒音予測の手引き P26」。

注6: 基準距離 (1m) における騒音レベル「騒音予測の手引き P27」。

注7～9: 基準距離 (1m) における単発騒音暴露レベル平均値「騒音予測の手引き 参考資料編 P84」

表 9-3(1) 変動騒音に関する諸元 (座標)

No.	名称		騒音源座標			階
			X	Y	Z	
1	自動車 1	1	38.9	36.0	0.5	1F
2		2	56.9	36.4	0.5	1F
3		3	74.9	36.8	0.5	1F
4	自動車 2	1	40.1	52.3	0.5	1F
5		2	57.9	51.9	0.5	1F
6		3	75.7	51.4	0.5	1F
7	自動車 3	1	39.9	71.2	0.5	1F
8		2	58.2	70.3	0.5	1F
9		3	76.6	69.4	0.5	1F
10	自動車 4	1	39.7	88.1	0.5	1F
11		2	67.2	88.0	0.5	1F
12		3	94.7	87.9	0.5	1F
13	自動車 5	1	39.5	105.0	0.5	1F
14		2	67.0	105.0	0.5	1F
15		3	94.5	105.0	0.5	1F
16	自動車 6	1	39.9	122.2	0.5	1F
17		2	67.5	122.1	0.5	1F
18		3	95.1	122.0	0.5	1F
19	自動車 7	1	76.1	68.5	0.5	1F
20		2	85.3	69.0	0.5	1F
21		3	94.5	69.6	0.5	1F
22	自動車 8	1	94.5	69.8	0.5	1F
23		2	103.3	70.0	0.5	1F
24		3	112.2	70.2	0.5	1F
25	自動車 9	1	95.1	121.6	0.5	1F
26		2	103.4	122.9	0.5	1F
27		3	111.7	124.1	0.5	1F
28	自動車 10	1	112.2	70.4	0.5	1F
29		2	120.1	70.4	0.5	1F
30		3	128.0	70.4	0.5	1F
31	自動車 11	1	112.4	124.5	0.5	1F
32		2	119.3	126.0	0.5	1F
33		3	126.2	127.6	0.5	1F

表 9-3(2) 変動騒音に関する諸元 (座標)

No.	名称		騒音源座標			階
			X	Y	Z	
34	自動車 12	1	128.8	70.4	0.5	1F
35		2	144.7	70.6	0.5	1F
36		3	160.5	70.8	0.5	1F
37	自動車 13	1	127.8	93.8	0.5	1F
38		2	139.7	93.8	0.5	1F
39		3	151.7	93.8	0.5	1F
40	自動車 14	1	128.0	109.1	0.5	1F
41		2	139.4	109.5	0.5	1F
42		3	150.8	109.9	0.5	1F
43	自動車 15	1	125.7	128.0	0.5	1F
44		2	138.7	128.5	0.5	1F
45		3	151.7	129.0	0.5	1F
46	自動車 16	1	151.7	129.0	0.5	1F
47		2	156.0	128.7	0.5	1F
48		3	160.3	128.4	0.5	1F
49	自動車 17	1	38.9	36.0	0.5	1F
50		2	39.5	43.9	0.5	1F
51		3	40.1	51.9	0.5	1F
52	自動車 18	1	40.1	51.9	0.5	1F
53		2	40.0	61.3	0.5	1F
54		3	39.9	70.8	0.5	1F
55	自動車 19	1	39.9	70.8	0.5	1F
56		2	39.8	79.5	0.5	1F
57		3	39.7	88.3	0.5	1F
58	自動車 20	1	39.9	87.9	0.5	1F
59		2	39.8	96.6	0.5	1F
60		3	39.7	105.4	0.5	1F
61	自動車 21	1	39.7	105.4	0.5	1F
62		2	40.0	113.9	0.5	1F
63		3	40.3	122.4	0.5	1F
64	自動車 22	1	75.1	37.0	0.5	1F
65		2	75.7	44.1	0.5	1F
66		3	76.4	51.2	0.5	1F

表 9-3(3) 変動騒音に関する諸元 (座標)

No.	名称		騒音源座標			階
			X	Y	Z	
67	自動車 23	1	76.4	51.2	0.5	1F
68		2	76.8	60.3	0.5	1F
69		3	77.2	69.4	0.5	1F
70	自動車 24	1	96.1	70.8	0.5	1F
71		2	95.6	79.6	0.5	1F
72		3	95.1	88.5	0.5	1F
73	自動車 25	1	95.1	88.5	0.5	1F
74		2	95.0	96.6	0.5	1F
75		3	94.9	104.7	0.5	1F
76	自動車 26	1	94.9	104.7	0.5	1F
77		2	95.2	113.3	0.5	1F
78		3	95.5	121.8	0.5	1F
79	自動車 27	1	111.7	70.0	0.5	1F
80		2	111.5	83.1	0.5	1F
81		3	111.3	96.3	0.5	1F
82	自動車 28	1	111.3	96.3	0.5	1F
83		2	112.0	110.6	0.5	1F
84		3	112.6	124.9	0.5	1F
85	自動車 29	1	128.5	70.6	0.5	1F
86		2	128.5	81.8	0.5	1F
87		3	128.5	93.1	0.5	1F
88	自動車 30	1	128.5	93.1	0.5	1F
89		2	128.5	101.3	0.5	1F
90		3	128.5	109.5	0.5	1F
91	自動車 31	1	128.5	109.5	0.5	1F
92		2	127.3	118.8	0.5	1F
93		3	126.1	128.1	0.5	1F
94	自動車 32	1	151.8	94.1	0.5	1F
95		2	151.8	101.8	0.5	1F
96		3	151.8	109.5	0.5	1F
97	自動車 33	1	151.8	109.5	0.5	1F
98		2	151.2	119.2	0.5	1F
99		3	150.5	129.0	0.5	1F

表 9-3(4) 変動騒音に関する諸元 (座標)

No.	名称		騒音源座標			階
			X	Y	Z	
100	自動車 34	1	40.6	122.6	0.5	1F
101		2	19.0	126.4	0.5	1F
102		3	-2.6	130.3	0.5	1F
103	自動車 35	1	-2.6	130.3	0.5	1F
104		2	-19.4	131.4	0.5	1F
105		3	-36.3	132.6	0.5	1F
106	自動車 36	1	-36.3	132.6	0.5	1F
107		2	-46.6	123.5	0.5	1F
108		3	-56.9	114.4	0.5	1F
109	自動車 37	1	-57.3	114.4	0.5	1F
110		2	-56.6	91.5	0.5	1F
111		3	-56.0	68.5	0.5	1F
112	自動車 38	1	-55.1	67.8	0.5	1F
113		2	-55.4	37.3	0.5	1F
114		3	-55.6	6.7	0.5	1F
115	自動車 39	1	-3.6	129.6	0.5	1F
116		2	7.6	141.1	0.5	1F
117		3	18.8	152.5	0.5	1F
118	自動車 40	1	18.8	152.5	0.5	1F
119		2	22.5	151.5	0.5	1F
120		3	26.2	150.5	0.5	1F
121	自動車 41	1	26.2	150.5	0.5	1F
122		2	25.0	141.1	0.5	1F
123		3	23.8	131.7	0.5	1F
124	自動車 42	1	26.2	150.5	0.5	1F
125		2	32.1	150.8	0.5	1F
126		3	38.0	151.1	0.5	1F
127	自動車 43	1	38.0	151.1	0.5	1F
128		2	37.8	154.8	0.5	1F
129		3	37.6	158.5	0.5	1F
130	自動車 44	1	37.6	158.5	0.5	1F
131		2	37.6	164.7	0.5	1F
132		3	37.6	171.0	0.5	1F

表 9-3(5) 変動騒音に関する諸元 (座標)

No.	名称		騒音源座標			階
			X	Y	Z	
133	自動車 45	1	37.6	171.0	0.5	1F
134		2	50.2	171.0	0.5	1F
135		3	62.8	171.0	0.5	1F
136	自動車 46	1	62.8	171.0	0.5	1F
137		2	70.4	166.1	0.5	1F
138		3	77.9	161.2	0.5	1F
139	自動車 47	1	77.9	161.2	0.5	1F
140		2	76.7	158.4	0.5	1F
141		3	75.6	155.5	0.5	1F
142	自動車 48	1	75.6	155.5	0.5	1F
143		2	56.6	157.0	0.5	1F
144		3	37.6	158.5	0.5	1F
145	自動車 49	1	40.6	122.6	0.5	1F
146		2	39.3	136.9	0.5	1F
147		3	38.0	151.1	0.5	1F
148	自動車 50	1	38.9	36.4	0.5	1F
149		2	17.2	36.0	-2.0	1F
150		3	-4.5	35.6	-4.5	B1F
151	自動車 51	1	-4.5	35.6	-4.5	B1F
152		2	-4.2	19.4	-4.5	B1F
153		3	-3.8	3.3	-4.5	B1F
154	自動車 52	1	-3.8	3.3	-4.5	B1F
155		2	-12.8	3.6	-4.5	B1F
156		3	-21.8	3.9	-4.5	B1F
157	自動車 53	1	-21.8	4.1	-4.5	B1F
158		2	-30.3	4.3	-4.5	B1F
159		3	-38.9	4.6	-4.5	B1F
160	自動車 54	1	-38.9	4.6	-4.5	B1F
161		2	-38.6	20.1	-4.5	B1F
162		3	-38.3	35.6	-4.5	B1F
163	自動車 55	1	-38.3	35.6	-4.5	B1F
164		2	-30.1	35.7	-4.5	B1F
165		3	-22.0	35.8	-4.5	B1F

表 9-3(6) 変動騒音に関する諸元 (座標)

No.	名称		騒音源座標			階
			X	Y	Z	
169	自動車 57	1	-21.4	34.9	-4.5	B1F
170		2	-13.0	34.7	-4.5	B1F
171		3	-4.7	34.5	-4.5	B1F
172	自動車 58	1	-38.9	36.0	-4.5	B1F
173		2	-38.7	45.8	-4.5	B1F
174		3	-38.5	55.6	-4.5	B1F
175	自動車 59	1	-37.6	62.8	-4.5	B1F
176		2	-20.8	63.0	-4.5	B1F
177		3	-4.0	63.1	-4.5	B1F
178	自動車 60	1	-4.0	63.1	-4.5	B1F
179		2	-3.9	33.2	-4.5	B1F
180		3	-3.8	3.3	-4.5	B1F
180	自動車 61	1	-4.0	63.1	-4.5	B1F
181		2	4.4	63.5	-4.5	B1F
182		3	12.8	63.8	-4.5	B1F
183	自動車 62	1	38.9	-7.5	-10.8	B1F
184		2	40.4	-3.8	-10.8	B1F
185		3	41.9	0.0	-10.8	B1F
186	自動車 63	1	26.2	150.5	3.5	1F
187		2	26.5	158.2	3.5	1F
188		3	26.9	165.9	3.5	1F
189	自動車 64	1	26.9	165.9	3.5	1F
190		2	32.1	175.5	3.5	1F
191		3	37.3	185.1	3.5	1F
186	二輪 1	1	151.7	129.0	0.5	1F
187		2	156.0	128.7	0.5	1F
188		3	160.3	128.4	0.5	1F
189	二輪 2	1	125.7	128.0	0.5	1F
190		2	138.7	128.5	0.5	1F
191		3	151.7	129.0	0.5	1F
192	二輪 3	1	112.4	124.5	0.5	1F
193		2	119.3	126.0	0.5	1F
194		3	126.2	127.6	0.5	1F

表 9-3(7) 変動騒音に関する諸元 (座標)

No.	名称		騒音源座標			階
			X	Y	Z	
195	二輪 4	1	95.1	121.6	0.5	1F
196		2	103.4	122.9	0.5	1F
197		3	111.7	124.1	0.5	1F
198	二輪 5	1	39.9	122.2	0.5	1F
199		2	67.5	122.1	0.5	1F
200		3	95.1	122.0	0.5	1F
201	二輪 6	1	39.7	105.4	0.5	1F
202		2	40.0	113.9	0.5	1F
203		3	40.3	122.4	0.5	1F
204	二輪 7	1	39.9	87.9	0.5	1F
205		2	39.8	96.6	0.5	1F
206		3	39.7	105.4	0.5	1F
207	二輪 8	1	39.9	70.8	0.5	1F
208		2	39.8	79.5	0.5	1F
209		3	39.7	88.3	0.5	1F
210	二輪 9	1	40.1	51.9	0.5	1F
211		2	40.0	61.3	0.5	1F
212		3	39.9	70.8	0.5	1F
213	二輪 10	1	38.9	36.0	0.5	1F
214		2	39.5	43.9	0.5	1F
215		3	40.1	51.9	0.5	1F
216	二輪 11	1	38.9	36.4	0.5	1F
217		2	17.2	36.0	-2.0	1F
218		3	-4.5	35.6	-4.5	B1F
219	二輪 12	1	-4.0	63.1	-4.5	B1F
220		2	-3.9	33.2	-4.5	B1F
221		3	-3.8	3.3	-4.5	B1F
222	二輪 13	1	-4.0	63.1	-4.5	B1F
223		2	4.4	63.5	-4.5	B1F
224		3	12.8	63.8	-4.5	B1F
225	二輪 14	1	128.8	70.4	0.5	1F
226		2	144.7	70.6	0.5	1F
227		3	160.5	70.8	0.5	1F

表 9-3(8) 変動騒音に関する諸元 (座標)

No.	名称		騒音源座標			階
			X	Y	Z	
228	二輪 15	1	112.2	70.4	0.5	1F
229		2	120.1	70.4	0.5	1F
230		3	128.0	70.4	0.5	1F
231	二輪 16	1	94.5	69.8	0.5	1F
232		2	103.3	70.0	0.5	1F
233		3	112.2	70.2	0.5	1F
234	二輪 17	1	76.1	68.5	0.5	1F
235		2	85.3	69.0	0.5	1F
236		3	94.5	69.6	0.5	1F
237	二輪 18	1	39.9	71.2	0.5	1F
238		2	58.2	70.3	0.5	1F
239		3	76.6	69.4	0.5	1F
240	荷捌き 1	1	76.1	68.5	0.5	1F
241		2	85.3	69.0	0.5	1F
242		3	94.5	69.6	0.5	1F
243	荷捌き 2	1	94.5	69.8	0.5	1F
244		2	103.3	70.0	0.5	1F
245		3	112.2	70.2	0.5	1F
246	荷捌き 3	1	112.2	70.4	0.5	1F
247		2	120.1	70.4	0.5	1F
248		3	128.0	70.4	0.5	1F
249	荷捌き 4	1	128.8	70.4	0.5	1F
250		2	144.7	70.6	0.5	1F
251		3	160.5	70.8	0.5	1F
252	荷捌き 5	1	39.9	71.2	0.5	1F
253		2	58.2	70.3	0.5	1F
254		3	76.6	69.4	0.5	1F
255	荷捌き 6	1	39.9	70.8	0.5	1F
256		2	39.8	79.5	0.5	1F
257		3	39.7	88.3	0.5	1F
258	荷捌き 7	1	39.9	87.9	0.5	1F
259		2	39.8	96.6	0.5	1F
260		3	39.7	105.4	0.5	1F

表 9-3 (9) 変動騒音に関する諸元 (座標)

No.	名称		騒音源座標			階
			X	Y	Z	
261	荷捌き 8	1	39.7	105.4	0.5	1F
262		2	40.0	113.9	0.5	1F
263		3	40.3	122.4	0.5	1F
264	荷捌き 9	1	40.6	122.6	0.5	1F
265		2	19.0	126.4	0.5	1F
266		3	-2.6	130.3	0.5	1F
267	荷捌き 10	1	-2.6	130.3	0.5	1F
268		2	-19.4	131.4	0.5	1F
269		3	-36.3	132.6	0.5	1F
270	荷捌き 11	1	125.7	128.0	0.5	1F
271		2	138.7	128.5	0.5	1F
272		3	151.7	129.0	0.5	1F
273	荷捌き 12	1	151.7	129.0	0.5	1F
274		2	156.0	128.7	0.5	1F
275		3	160.3	128.4	0.5	1F
276	荷捌き 13	1	112.4	124.5	0.5	1F
277		2	119.3	126.0	0.5	1F
278		3	126.2	127.6	0.5	1F
279	荷捌き 14	1	95.1	121.6	0.5	1F
280		2	103.4	122.9	0.5	1F
281		3	111.7	124.1	0.5	1F
282	荷捌き 15	1	39.9	122.2	0.5	1F
283		2	67.5	122.1	0.5	1F
284		3	95.1	122.0	0.5	1F
285	廃棄物 1	1	76.1	68.5	0.5	1F
286		2	85.3	69.0	0.5	1F
287		3	94.5	69.6	0.5	1F
288	廃棄物 2	1	94.5	69.8	0.5	1F
289		2	103.3	70.0	0.5	1F
290		3	112.2	70.2	0.5	1F
291	廃棄物 3	1	112.2	70.4	0.5	1F
292		2	120.1	70.4	0.5	1F
293		3	128.0	70.4	0.5	1F

表 9-3 (9) 変動騒音に関する諸元 (座標)

No.	名称		騒音源座標			階
			X	Y	Z	
294	廃棄物 4	1	128.8	70.4	0.5	1F
295		2	144.7	70.6	0.5	1F
296		3	160.5	70.8	0.5	1F
297	廃棄物 5	1	39.9	71.2	0.5	1F
298		2	58.2	70.3	0.5	1F
299		3	76.6	69.4	0.5	1F
303	廃棄物 6	1	39.9	70.8	0.5	1F
304		2	39.8	79.5	0.5	1F
305		3	39.7	88.3	0.5	1F
306	廃棄物 7	1	39.9	87.9	0.5	1F
307		2	39.8	96.6	0.5	1F
308		3	39.7	105.4	0.5	1F
309	廃棄物 8	1	39.7	105.4	0.5	1F
310		2	40.0	113.9	0.5	1F
311		3	40.3	122.4	0.5	1F
300	廃棄物 9	1	40.6	122.6	0.5	1F
301		2	19.0	126.4	0.5	1F
302		3	-2.6	130.3	0.5	1F
303	廃棄物 10	1	-2.6	130.3	0.5	1F
304		2	-19.4	131.4	0.5	1F
305		3	-36.3	132.6	0.5	1F
306	廃棄物 11	1	125.7	128.0	0.5	1F
307		2	138.7	128.5	0.5	1F
308		3	151.7	129.0	0.5	1F
309	廃棄物 12	1	151.7	129.0	0.5	1F
310		2	156.0	128.7	0.5	1F
311		3	160.3	128.4	0.5	1F
312	廃棄物 13	1	112.4	124.5	0.5	1F
313		2	119.3	126.0	0.5	1F
314		3	126.2	127.6	0.5	1F
315	廃棄物 14	1	95.1	121.6	0.5	1F
316		2	103.4	122.9	0.5	1F
317		3	111.7	124.1	0.5	1F

表 9-3(10) 変動騒音に関する諸元 (座標)

No.	名称		騒音源座標			階
			X	Y	Z	
318	廃棄物 15	1	39.9	122.2	0.5	1F
319		2	67.5	122.1	0.5	1F
320		3	95.1	122.0	0.5	1F

表 9-4 変動騒音・衝撃騒音に関する諸元（座標）

名称	X	Y	Z	騒音発生時間
荷さばき 1 後進警報ブザー	-25	120	0.5	8 時～18 時
荷さばき 1 ドア開閉	-25	120	0.5	8 時～18 時
荷さばき 1 リフト昇降	-25	120	0.5	8 時～18 時
荷さばき 1 床面衝撃	-25	120	0.5	8 時～18 時
廃棄物 1 ブザー	-25	120	0.5	8 時～18 時
廃棄物 1 ドア開閉	-25	120	0.5	8 時～18 時
廃棄物 1 圧縮	-25	120	0.5	8 時～18 時

(2) 騒音予測位置

①総合的な騒音レベルを予測する地点

添付資料⑨に総合的な騒音レベルの予測地点を示した。

総合的な騒音レベルを予測する地点は、原則として建物の周囲4方向からそれぞれ近接した最も騒音の影響を受けやすい地点に立地し又は立地可能な住居等の屋外とした。

また、地点Bは7m高い地点、地点Cは7m低い地点、地点Dは2.9m低い地点にあり、予測地上高さは、地点Aは1F(1.2m) 2F(4.2m)、地点Bは1F(8.2m) 3F(14.2m)、地点Cは1F(-3.8m)、地点Dは1F(-1.7m) 2F(1.2)とする。予測する時間帯は、昼間：午前7:00～午後9:00とした。

表 9-5 総合的な騒音レベルを予測する地点の設定根拠

地点名	予測地点選定理由	備考	座標
地点A	計画地北側に隣接する高層住宅	一般車両走行の影響が考えられる。	高層(X:187, Y:111.6, Z:4.2) 低層(X:187, Y:111.6, Z:1.2)
地点B	計画地西側に隣接する駐車場敷地	荷捌き、廃棄物運搬作業、一般車両走行の影響が考えられる。	高層:(63.5, Y:184.8, Z:14.2) 低層(X:63.5, Y:184.8, Z:8.2)
地点C	計画地南側の農地	荷捌き、廃棄物運搬作業、一般車両走行の影響が考えられる。	低層(X:-85.4, Y:157.9, Z:-3.8)
地点D	計画地東側の二階建て住居	一般車両走行等の影響が考えられる。	低層(X:112.5, Y:35.9, Z:-1.7) 高層(X:112.5, Y:35.9, Z:1.2)

※地点Aは5階建、地点Bは3階建てで最も影響の大きい階を代表地点として選定した。

②発生する騒音源ごとの騒音レベルを予測する地点

添付資料⑧に騒音発生源を示した。

予測地点はその発生源からの騒音レベルが最も大きくなる地点で予測を行った。

10 平均的な状況を呈する日における等価騒音レベルの予測の結果及びその算出根拠

(1) 騒音の総合的な予測・評価結果

騒音の予測結果は、表 10-1 に示すとおりである。

総合的な騒音レベルを予測する地上高さは、地点 A は 5 階建てとなっており、影響が大きい 1F (1.2m) と 2F (4.2m) 部分で予測を行うこととした。地点 B は 3 階建てとなっており、影響が大きい 1F (1.2m) と 3F (14.2m) 部分で予測を行うこととした。

地点 C は現状住居ではないが今後住居がたつ可能性を考慮し敷地境界線上の代表的な点で予測を行った。地点 D は 2.9m 低い地点にある二階建て住居となっており、1F (-1.7m) と 3F (1.2m) で予測を行った。これによると全ての地点で環境基準値以下となった。

したがって、計画店舗から発生する移動発生源である駐車場走行や固定発生源である室外機等からの総合的な騒音については、著しく周辺環境に影響を及ぼすものではないと考えられる。

表 10-1 騒音の総合的な予測・評価結果

地点	地域の類型	環境基準値 (dB)		予測値 (dB)				評価
				一般住宅等 (低層)		一般住宅等 (高層)		
				遮音 壁無	遮音 壁有	遮音 壁無	遮音 壁有	
A	A 及び B 類型	昼間	55	49	－	49	－	基準値以下
B	C 類型	昼間	60	43	－	46	－	基準値以下
C	C 類型	昼間	60	46	－	－	－	基準値以下
D	C 類型	昼間	60	34	－	31	－	基準値以下

(2) 騒音の総合的な予測の算出根拠

別紙-添付資料⑩

11 必要な廃棄物等の保管施設の容量を算出するための廃棄物等の排出量等の予測の結果及びその算出根拠

(1) 当該大規模小売店舗で小売業を行う業態の分類

符号	小売業	取扱品目の年間売上高に占める割合×店舗面積比率			
		(取扱品目の年間売上高に占める割合)			
		DIY 用品 (資材・工具・金物・塗料)	園芸・グリーン・エクステリア・カー・スポーツ用品	ペット・住関連用品	合計
1	株式会社メイクマン	0.20 (25%)	0.37 (30%)	0.43 (45%)	1.0 (100%)
合計		0.20	0.37	0.43	1.0

(2) 廃棄物等の排出予測量

届出書（廃棄物等の排出予測量）

○ 廃棄物等の排出予測量

廃棄物の種類	店舗面積 (㎡)		排出 原単位	A 店舗面積×原単位 (kg)	B 必要容量の算出 係数の乗算 (kg)	C 必要容量の算出 係数の乗算 (kg)	D 必要容量の算出 係数の乗算 (kg)
資材・金物等	6千㎡以下	6千㎡	0.208	1.268	1	0.10	12.685
	6千㎡超	1.86295千㎡	0.011				
	計						
金物・塗料等	6千㎡以下	6千㎡	0.007	0.048	1	0.10	0.476
	6千㎡超	1.86295千㎡	0.003				
	計						
ガソリン等 廃棄物等	6千㎡以下	6千㎡	0.006	0.040	1	0.10	0.397
	6千㎡超	1.86295千㎡	0.002				
	計						
プラスチック等 廃棄物等	6千㎡以下	6千㎡	0.02	0.126	1	0.01	12.559
	6千㎡超	1.86295千㎡	0.003				
	計						
生ゴミ等	6千㎡以下	6千㎡	0.169	1.051	1	0.55	1.911
	6千㎡超	1.86295千㎡	0.02				
	計						
その他等 廃棄物等	全売場面積	7.86295千㎡	0.054	0.425	1	0.38	1.117
	計						
					合 計		29.145

(2) 併設施設から排出される廃棄物等を含めた排出予測量

廃棄物の種類	D 小売業からの廃棄物等排出予測量 (㎡)	E 併設施設からの廃棄物等排出予測量 (㎡)	F 大規模小売店舗全体の廃棄物等排出予測量 (D+E) (㎡)	G 大規模小売店舗に設置される廃棄物等保管施設容量 (㎡)
紙製廃棄物等	12.685	-	12.685	-
金属製廃棄物等	0.476	-	0.476	-
ガラス製廃棄物等	0.997	-	0.997	-
プラスチック製廃棄物等	12.559	-	12.559	-
生ごみ等	1.911	-	1.911	-
その他の可燃性廃棄物等	1.117	-	1.117	-
合 計	29.145	0.000	29.145	57.200

当該大規模小売店舗保管施設容量
57.2㎡

>

必要保管施設容量
29.15㎡ (小数点第3位四捨五入)

13 その他指針で規定する配慮すべき事項について

(1) 歩行者の通行の利便の確保等について

- ・駐車場内に夜間照明灯を設置する。
- ・混雑時は、駐車場出入口に交通整理員を適宜配置し、歩行者と自動車の誘導を行う。

(2) 廃棄物減量化及びリサイクルについて

- ・リサイクル可能廃棄物や紙製廃棄物、金属製廃棄物、ガラス製廃棄物、プラスチック製廃棄物、生ごみの分別保管、収集を徹底する。

(3) 防災・防犯対策への協力についての配慮

- ・防災協定等締結の予定はないが、行政より具体的な要請があれば対応を検討する。
- ・防犯対策として、従業員等が敷地内を定期的に巡回し、不審者には声をかけるなどの地域の防犯を心がける。

(4) 騒音問題への対応策について

① 荷捌き施設及び作業にかかる騒音対策の概要

- ・荷捌き施設の十分なスペースの確保による荷捌き時間の短縮を図る。
- ・荷捌き作業車両のアイドリングの禁止を徹底する。
- ・作業人員に対して騒音防止意識を周知徹底する。

② 屋外におけるBGM等の営業宣伝活動の予定

- ・屋外におけるBGM等の営業宣伝活動は行わない。

④ 駐車場における騒音対策

- ・床や排水蓋等による走行路面の段差を解消する。
- ・駐車場内でのアイドリング、空吹かし等を禁止するサインを設置する。

⑤ 廃棄物収集作業にかかる騒音対策

- ・作業人員への騒音抑制意識向上の働きかけを行う。
- ・定期的な収集を行い、作業時間の短縮化を図る。

(5) 廃棄物等の運搬や処理及び廃棄物等に関連する対応方策について

- ・許認可を受けた廃棄物処理専門業者による回収、運搬、処分とする。
- ・繁忙期には、回収の回数を増やして対応する。
- ・保管施設は開閉式の扉で密閉し、作業時以外は閉鎖する。
- ・敷地内において廃棄物等の処理は行わない。

(6) 街並みづくり等への配慮等

- ・関係法令に基づいた計画を行う。
- ・屋外照明灯については、店舗敷地内へ照射することで、近隣への影響が及ばないように配慮する。

(7) 自動車の安全及び交通への配慮

- ・搬入の際に路上からバック入庫を行う際は、路肩へ一時停車し目視にて後方及び歩道の安全を確認する。
- ・オープン後入庫に起因する周辺交通へ影響があった場合は、交通量が多くなる時間帯を避けて搬入出を行う。
- ・繁忙期においては、交通量が多くなる時間帯を避けて搬入出を行う。
- ・交通への支障をきたす時は、誘導員を配置し、安全対策を行う。

履歴事項全部証明書

沖縄県浦添市字城間2008番地
株式会社メイクマン

会社法人等番号	3600-01-009216	
商号	株式会社メイクマン	
本店	沖縄県浦添市字城間2689番地	平成3年6月18日移転
	沖縄県浦添市字城間2008番地ノ	平成25年10月7日移転
		平成25年10月15日登記
公告をする方法	官報に掲載する方法により行う	平成18年11月28日変更
		平成18年12月11日登記
会社成立の年月日	昭和51年10月1日	
目的	1. 建材、工具、金物、塗料、日用品、インテリア用品、カー用品、電気器具、園芸用品、エクステリア用品、花木、ホビー用品の卸小売業。 2. 食品、肥料、飼料、衣料、建材、機械、器具、酒類の輸出入業。 3. 店舗開発及び土地開発事業。 4. 外食産業及びそれに関する食材流通事業。 5. 建設工事の設計、監理、施工及び請負業。 6. 医療用具、医薬品、医薬部外品、毒物、劇物、化粧品、衛生材料、酒類等の販売業。 7. 介護保険法に基づく、特定福祉用具販売及び特定介護予防福祉用具販売業。 8. 古物営業法による古物商。 9. 生命保険募集業及び損害保険代理業。 10. クリーニング取次業及びコインランドリーの経営。 11. 発電事業及び電気の売買に関する事業。 12. 不動産の所有及び賃貸借。 13. 前各号に附帯する一切の事業。	
	平成26年11月18日変更 平成26年11月19日登記 1. 建材、工具、金物、塗料、日用品、インテリア用品、カー用品、電気器具、園芸用品、エクステリア用品、花木、ホビー用品の卸小売業。 2. 食品、肥料、飼料、衣料、建材、機械、器具、酒類の輸出入業。 3. 店舗開発及び土地開発事業。 4. 外食産業及びそれに関する食材流通事業。 5. 建設工事の設計、監理、施工及び請負業。 6. 医療用具、医薬品、医薬部外品、毒物、劇物、化粧品、衛生材料、酒類等の販売業。 7. 介護保険法に基づく、特定福祉用具販売及び特定介護予防福祉用具販売業。	

	8. 古物営業法による古物商。 9. 生命保険募集業務及び損害保険代理業。 10. クリーニング取次業及びコインランドリーの経営。 11. 発電事業及び電気の売買に関する事業。 12. 不動産の所有及び賃貸借。 13. レンタル業。 14. 前各号に附帯する一切の事業。 令和 5年 4月13日変更 令和 5年 4月13日登記	
発行可能株式総数	3万株	
発行済株式の総数 並びに種類及び数	発行済株式の総数 2万4921株	平成27年 9月21日変更
		平成27年 9月24日登記
資本金の額	金2億4950万円	平成27年 9月21日変更
		平成27年 9月24日登記
株式の譲渡制限に関する規定	当会社の株式を譲渡により取得するには、取締役会の承認を受けなければならない 平成18年11月28日変更 平成18年12月11日登記	
役員に関する事項	取締役 <u>宮 城 順 一</u>	令和 3年11月16日重任
		令和 3年11月19日登記
	取締役 宮 城 順 一	令和 5年11月15日重任
		令和 5年11月17日登記
	取締役 <u>上 門 徳 茂</u>	令和 3年11月16日重任
		令和 3年11月19日登記
	取締役 上 門 徳 茂	令和 5年11月15日重任
		令和 5年11月17日登記
	取締役 <u>伊 芸 護</u>	令和 3年11月16日重任
		令和 3年11月19日登記
	取締役 伊 芸 護	令和 5年11月15日重任
		令和 5年11月17日登記

	取締役	<u>具 志 堅 全 彦</u>	令和 3年11月16日重任
			令和 3年11月19日登記
	取締役	具 志 堅 全 彦	令和 5年11月15日重任
			令和 5年11月17日登記
	取締役	<u>新 崎 泰 裕</u>	令和 3年11月16日重任
			令和 3年11月19日登記
	取締役	新 崎 泰 裕	令和 5年11月15日重任
			令和 5年11月17日登記
	取締役	<u>湧 川 善 治</u>	令和 3年11月16日重任
			令和 3年11月19日登記
	取締役	湧 川 善 治	令和 5年11月15日重任
			令和 5年11月17日登記
	取締役	<u>儀 間 正 彦</u>	令和 3年11月16日重任
			令和 3年11月19日登記
	取締役	儀 間 正 彦	令和 5年11月15日重任
			令和 5年11月17日登記
	取締役	<u>金 城 政 秀</u>	令和 3年11月16日重任
			令和 3年11月19日登記
	取締役	金 城 政 秀	令和 5年11月15日重任
			令和 5年11月17日登記
	取締役	<u>栄 門 昌 広</u>	令和 3年11月16日重任
			令和 3年11月19日登記
	取締役	栄 門 昌 広	令和 5年11月15日重任
			令和 5年11月17日登記

	<u>取締役</u> <u>山 内 浩 一 郎</u>	令和 3年11月16日重任
		令和 3年11月19日登記
	<u>取締役</u> <u>山 内 浩 一 郎</u>	令和 5年11月15日重任
		令和 5年11月17日登記
	<u>沖縄県那覇市繁多川一丁目19番33号</u> <u>代表取締役</u> <u>宮 城 順 一</u>	令和 3年11月16日重任
		令和 3年11月19日登記
	<u>沖縄県那覇市繁多川一丁目19番33号</u> <u>代表取締役</u> <u>宮 城 順 一</u>	令和 5年11月15日重任
		令和 5年11月17日登記
	<u>沖縄県那覇市繁多川一丁目19番33号</u> <u>代表取締役</u> <u>宮 城 順 一</u>	令和 5年11月15日重任
		令和 5年11月17日登記
	<u>監査役</u> <u>来 間 博 一</u>	令和 2年11月17日就任
		令和 2年11月18日登記
	<u>監査役</u> <u>来 間 博 一</u>	令和 6年12月 3日重任
		令和 6年12月 9日登記
吸収合併	令和4年12月1日沖縄県浦添市字城間2008番地株式会社Mコーポレーションを合併 令和 4年12月 1日登記	
取締役会設置会社に関する事項	取締役会設置会社	平成17年法律第87号第136条の規定により平成18年 5月 1日登記
監査役設置会社に関する事項	監査役設置会社	平成17年法律第87号第136条の規定により平成18年 5月 1日登記
登記記録に関する事項	平成元年法務省令第15号附則第3項の規定により 平成15年 6月23日移記	



沖縄県浦添市字城間2008番地
株式会社メイクマン

これは登記簿に記録されている閉鎖されていない事項の全部であることを証明
した書面である。

(那覇地方法務局管轄)

令和 7年 3月27日

那覇地方法務局宜野湾出張所

登記官

国 吉 俊 和

